

山口市立図書館資料収集方針

(趣旨)

第1条 この収集方針は、山口市立図書館における資料の収集に関して必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 公立図書館は、市民の「知る自由」を社会的に保障する機関である。市民の要求及び社会的動向等が十分に反映されるよう配慮して、市民の学習、文化、教養、調査研究、実用及び趣味・レクリエーション等に資する資料を計画的に幅広く収集するものとする。

2 知る自由を保障するために、市民の要求にもとづき、思想的・宗教的・政治的立場にとらわれず、自由で公正な資料の収集を行う。多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。

3 収集した資料がどのような思想や主張をもっていようと、それを図書館及び図書館員が支持することを意味するものではない。

4 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。

5 個人、組織、団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。

6 国立国会図書館、県立図書館、各公共図書館等と連携、協力し、役割分担を進めながら収集する。ただし、市立図書館として所蔵がふさわしい資料は積極的に収集する。

7 利用価値及び利用度と経費とのバランスを常に考慮し、必要な場合は複本を収集することができる。

8 資料の選定は、別に定める選定基準に従って資料選定委員会が行う。

(資料収集の範囲)

第3条 資料収集は国内で刊行される資料を中心とする。

2 基本資料の充実を第一に考慮し、信頼性の高い資料を各分野にわたり広く収集する。

(資料収集の種類)

第4条 収集する資料の種類は、次のとおりとする。

(1) 図書（一般図書、参考図書、青少年図書、児童図書、大型活字本、漫画、

外国語図書等)

- (2) 逐次刊行物(新聞、雑誌等)
- (3) 官公庁出版物
- (4) 地域資料
- (5) 視聴覚資料(CD、ビデオテープ、DVDビデオ、録音資料等)
- (6) 電子資料
- (7) 点字資料
- (8) 紙芝居
- (9) その他(マイクロフィルム、パンフレット類等)

(サービス別収集方針)

第5条 資料は、館内サービス、館外サービスの別に収集する。各サービスの性質や規模に応じた資料構成に留意し、山口市立図書館として体系的な資料の充実を図る。

(1) 館内サービス

館内サービスの資料は、山口市立図書館の基本資料として、一般図書や児童書のほか、専門的図書、参考図書、地域行政資料、視聴覚資料等も収集し、広がりや厚みを持った資料構成とする。

(2) 館外サービス

移動図書館及び団体貸出用の資料は、一般教養、実用、趣味、娯楽等に資する資料及び児童書を中心に収集し、一体的な運用ができるように整備する。

(資料別収集方針)

第6条 資料の種類別収集方針は次のとおりとする。

(1) 図書

ア 一般図書は、市民の教養、調査、研究、娯楽等に資するため、基本的、入門的な図書のほか、必要に応じ、専門的な図書も幅広く収集する。ただし、学習参考書やテキスト類、極めて高度な専門的内容を扱った図書は原則として収集しない。

イ 参考図書は、日常の調査研究のための必要な辞典、事典、年鑑、目録、書誌、地図等を幅広く収集する。

ウ 青少年図書は、青少年が興味を持つ資料や新鮮な情報を扱った資料を中心

に収集する。

エ 児童図書は、乳幼児向けのものから小学校高学年程度が利用するものまでを収集する。子どもが読書の楽しみを発見し、読書習慣の形成と継続に役立つように各分野の資料を広く収集する。

オ 漫画は評価の定まった資料を広く収集する。

カ 大型活字本は、評価の定まった資料を中心に要望に応じて収集する。

キ 外国語図書は、英語で書かれた資料を中心に収集する。

(2) 逐次刊行物

ア 新聞は、国内発行の主要全国紙を中心に、児童及び青少年向けのものも含めて収集する。なお、専門誌及び機関紙については、利用度に応じて収集する。

イ 雑誌は、国内発行の各分野における基本的な雑誌を中心に、児童及び青少年向けのものも含めて収集する。なお高度な専門雑誌及び娯楽雑誌については、利用度に応じて収集する。ただし、漫画雑誌は原則として収集しない。

ウ 年鑑及び年報は、一般図書又は参考図書に準じて収集する。

(3) 官公庁出版物

ア 政府諸機関が発行する資料については、主要なものを収集する。ただし、白書は網羅的に収集する。

イ 地方公共団体その他公的機関が発行する資料は、必要度の高いものを収集する。

(4) 地域資料

ア 山口市に関する資料は、図書、新聞、雑誌、行政資料、パンフレット、地図、写真等多様な形態の資料を可能な限り収集する。

イ 山口県及び県内市町に関する資料は、基本的資料、歴史的資料及び山口市に特に関係のある資料を中心に収集する。

ウ 山口市出身の者、又は長期に在住した者の著作物は、内容が地域に関するものでない場合も、別に定める選定基準に従い収集する。

(5) 視聴覚資料（ＣＤ、ビデオテープ、ＤＶＤビデオ、録音資料等）

ア 音声・音楽資料は、クラシック音楽、ポピュラー音楽、民族音楽、落語、文学作品、朗読、記録等の基本的作品及び代表的演者の作品を中心に収集

する。

イ 映像資料は、評価の定まった作品を中心に収集する。

ウ 視覚障がい者用の録音資料は、市販のものを中心に収集する。

(6) 電子資料

ア 電子メディアで提供される資料は、検索を主体とするもの及び映像や音声などが効果的に表現されている資料を中心に収集する。

イ 新しいメディアは、そのメディアの安定性等を考慮して収集する。

ウ 通信で供給されるデータベース等の資料は、速報性、信頼性、安定性等を考慮して活用・収集する。

(7) 点字資料

点字図書、点訳絵本等の点字資料は必要に応じて収集、又は図書館で作成する。

(8) 紙芝居

紙芝居は大勢の子どもが喜びを共有でき、楽しめる内容のものを幅広く収集する。

(9) その他

ア マイクロフィルム、パンフレット類は、必要に応じて収集する。

イ 加除式資料は、参考資料として必要に応じて収集する。

(特色ある資料の収集)

第7条 地域の特性を考慮して、特色ある資料収集に努める。

2 地域の情報拠点として、地域資料、行政資料は網羅的に収集する。

3 国際化に対応し、山口市の姉妹都市、友好都市をはじめ諸外国の歴史、文化、地理に関する資料を収集する。

4 地域の産業振興を支援するため、産業の育成や起業、職業能力の向上に役立つ資料は積極的に収集する。

5 生活や娯楽に関連する需要の高い資料は、数多く収集する。

6 自然、歴史、まちづくりの分野は市行政の重要課題であることから、専門的な資料も含めて幅広く収集する。

(寄贈資料等の収集)

第8条 資料の収集方法については、購入を原則とするが、寄贈、寄託、交換等も必要に応じて活用する。この場合においても、この収集方針を適用する。

(除籍および更新)

第9条 常に質の高い新鮮な資料構成を維持するため、別に定める除籍要綱に基づいて資料の除籍を行う。

2 除籍した資料のうち、基本的資料及び利用度の高いものについては、新たに収集し補充する。

(その他)

第10条 この方針に定めるもののほか、資料選定に関する事項については、各図書館長が定める。

附 則

この方針は平成20年4月1日から施行する。